

# 平成 25 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	25	府 省 庁 名 厚生労働省
対象税目	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人住民税</span> 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他（徴収規定）</span>	
要望項目名	「生活支援戦略」策定に係る税制上の所要の措置の創設	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</li> <li>・ 特例措置の内容</li> </ul> <p>「社会保障・税一体改革大綱」（平成 24 年 2 月 17 日閣議決定）に基づき平成 24 年秋を目途に「生活支援戦略」を策定し、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しを推進することとしている。</p> <p>これを踏まえ、生活困窮者の自立に向けた生活自立支援サービスの体系化を検討しており、その内容を踏まえ、生活自立支援サービスに係る税制上の所要の措置を講じるとともに、非課税とされている生活保護制度について、所要の制度見直しを行う。</p>	
関係条文	[ ]	
減収見込額	（初年度） - （ - ） （平年度） - （ - ） （単位：百万円）	
要望理由	<p>（ 1 ） 政策目的</p> <p>「社会保障・税一体改革大綱」に基づき、重層的セーフティネットの構築に向けて、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて、総合的に取り組むための「生活支援戦略」を平成 24 年秋を目途に策定することとしている。生活困窮者の自立に向けた生活自立支援サービスの体系化等を図るための検討等を進めており、その結果を踏まえ、所要の措置を講じる。</p> <p>（ 2 ） 施策の必要性</p> <p>現在検討中の生活自立支援サービスについては、担税能力が低い生活困窮者向けのものであり、その効果が減殺されることがないよう、所要の措置が不可欠である。また、非課税とされている生活保護制度について、所要の制度見直しを行う必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案		
ページ		25 1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標 1 - 1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者に対する生活自立支援サービスを体系化し、その自立を促す。</li> <li>生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長すること。</li> </ul>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	現在検討中の生活自立支援サービスについては、担税能力が低い生活困窮者向けのものであり、その効果が減殺されることがないように、所要の措置を講じる必要がある。また、非課税とされている生活保護制度について、所要の制度見直しを行う必要がある。
	ページ	25 2

<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の 適用による効果（手段 としての有効性）</p>	
<p>前回要望時の 達成目標</p>	
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	
<p>ページ</p>	<p>25 3</p>